

第32号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表へき地医療奨学金の項貸付金の種類の欄中「へき地医療奨学金」を「医学生地域医療奨学金」に、「県内のへき地医療機関等」を「県内の医療機関」に改め、「医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了し、」を削り、「将来へき地医療機関等」を「将来県内の医療機関」に、「指定医療機関等」を「指定医療機関」に改め、同項免除の条件の欄第1号を次のように改める。

- 1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）その他研修を受けることを目的とするものを除く。次号において同じ。）に従事（指定医療機関のうち知事が定めるもの（以下「特定地域医療機関」という。）において貸与期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事することを含む。次号において同じ。）したとき。（貸与期間が1年未満の場合は、指定医療機関において1年以上医師の業務に従事（特定地域医療機関において6月以上医師の業務に従事することを含む。）したときに限る。次号において同じ。）

第2条の表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第2号中「2倍」を「3倍」に、「指定医療機関等において、」を「指定医療機関において、」に改め、「（貸与期間が1年未満の場合は、指定医療機関等において1年以上医師の業務に従事したときに限る。）」を削り、同欄第3号中「又は次号」を削り、同項中

4 臨床研修を修了した日又は 大学院の課程を修了し、若し	債務の一 部
---------------------------------	-----------

くはその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関等において、貸与期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事した場合で、その期間が第1号及び第2号に規定する期間に満たないとき。（貸与期間が1年未満の場合を除く。）

を

5 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返納することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
---	-----------

4 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
---	-----------

に改め、同項の次に次のように

加える。

しまね医学生特別奨学金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、島根大学医学部に在学する者のうち知	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ	債務の全部
-------------	--	--	-------

<p>事が定める年次に 在籍する者で、将 来指定医療機関に おいて医師の業務 に従事しようとし るものに対して貸 し付けた資金</p>	<p>後遅滞なく)指定医療機関に おいて医師の業務に就き、か つ、引き続いて6年間(疾 病、負傷その他やむを得ない 事由があるためその業務に従 事することができなかった期 間を除く。)その業務に従事 (当該指定医療機関の長の指 示により指定医療機関以外で 医師の業務に従事した場合に あつては、通算して1年未滿 に限り、指定医療機関におい てその業務に従事したもの みなす。)したとき。</p>	
	<p>2 前号に規定する従事期間中 に、業務上の事由により死亡 したとき、又は業務上の事由 に起因する心身の故障のため その業務に従事することがで きなくなったと認められると き。</p>	
	<p>3 災害、疾病その他やむを得 ない事由により貸付金を返還 することが著しく困難である と認められるとき。</p>	<p>債務の全 部又は一 部</p>

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行ったへき地医療奨学金については、なお従前の例による。